

川崎の農業の実態

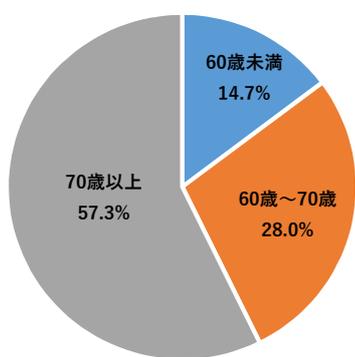
令和5年12月

- 1 農地面積 520.8ha（市面積の3.6%）（出典：令和3年度固定資産概要調査）
- 2 農家※1数 1,049戸（販売農家※2 517+自給的農家 532）（出典：2020年農林業センサス）

※1 農家 経営面積10aまたは販売額15万円以上

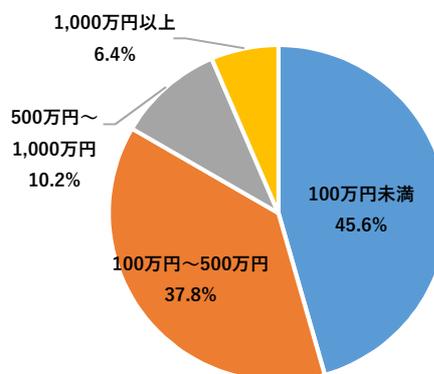
※2 販売農家 経営面積30aまたは販売額50万円以上の個人

図1 経営主年齢層別経営体の割合
（出典：2020年農林業センサス）



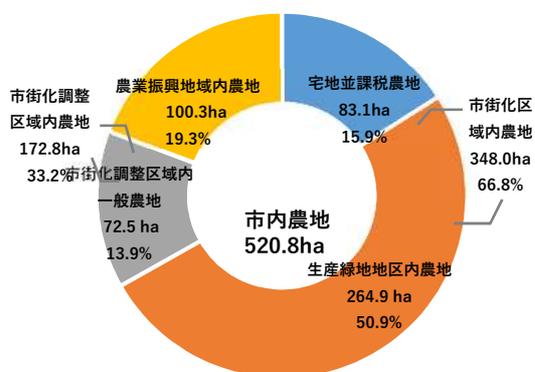
市内の農業経営体の経営主は、8割以上が60歳以上となっています。

図2 農産物販売金額別経営体の割合
（出典：2020年農林業センサス）



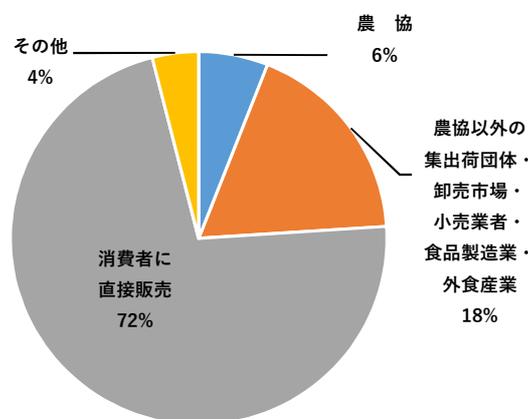
市内の農業経営体の約8割は、農産物販売金額が500万円未満となっています。

図3 市内の農地面積
（出展：固定資産概要調査(2021年1月1日時点)
川崎農業振興地域整備計画(2021年5月改定)
川崎市都市計画生産緑地地区の変更(2020年11月告示)）



市内農地面積のうち約5割が生産緑地となっています。

図4 農産物販売金額1位の出荷先別経営体の割合
（参考：2020年農林業センサス）



市内の農業経営体の7割以上が農産物の直接販売を主体とした販売を行っています。

3 農地について

- ・新規就農者が農地を借り受ける場合、相続による農地転用の可能性が高い生産緑地よりも、農業目的以外の農地転用の規制があるため安定した営農が期待できる農業振興地域の方が適している。
- ・市内の農業振興地域内の農地面積は合計 100 ヘクタールほどであり、全て麻生区内にあり、早野地区、岡上地区、黒川地区の 3 か所である。
- ・果樹の植栽や温室等の設置については、原状回復に日数や労力、費用等のコストがかかるため、農地所有者の中には果樹栽培や施設の設置を嫌う人がいる。

4 農業者との関係について

地域の清掃活動や行事などに積極的に参加して、地域の農業者と積極的にコミュニケーションをとることが大切である。

5 営農及び営農に関する注意事項について

- ・露地野菜少量多品目栽培にて営農する農業者が多く、限られた農地面積で効率よく収量を上げることを目的とするため多くが慣行栽培である。
- ・特に住宅街にある農地では、虫や匂い、土埃、騒音などに十分に配慮する必要があることから、害虫、除草、肥料、残渣処理、農業機械の使用等について注意が必要。
- ・豪雨の後に土砂流出が発生することもあることから、豪雨が予想される際には、耕うんを控える必要がある。

6 農薬使用等について

- ・市街化区域の農地では周囲を住宅に囲まれていることが多く、農薬散布は気を遣う上、地域住民に直売を行う農業者が多く、生産者と消費者が相互に顔が見える関係にあるため、農薬散布を極力控える傾向にある。
- ・市街化区域内農地においては農薬散布時にのぼり旗を掲出して事前に近隣住民に告知し、洗濯物を干す前、通勤前の早朝に行っている。
- ・農業者は営農にあたり、コミュニケーションを積極的にとるなど近隣住民に配慮しており、近隣住民との良好な関係を築きながら営農を継続している。

7 労働力について

- ・ほとんどが家族経営の小規模な農業経営体であるため、労働力不足である。
- ・セレサ川崎農業協同組合の正組合員※であれば、同組合が実施する無償の援農ボランティア制度を利用することができる。また、市が実施する援農ボランティア向け研修の修了生が担う有償のボランティア制度もある。
- ・繁忙期にパート雇用により労働力不足を補う農業者もいる。

※セレサ川崎農業協同組合の正組合員

正組合員の資格要件については、セレサ川崎農業協同組合にお問い合わせください。

8 販路について

- ・自動販売機を含め、農産物の直売所を設置している農業者が多く、農家にとって有利な条件でスーパーと取引をしている人も多い。
- ・農業協同組合を通じた共同出荷はしていない。
- ・セレサ川崎農業協同組合が開設・運営する大型農産物直売所「セレサモス」での農産物販売は委託販売であり、売れ残った場合は引き取りに行く必要がある。（セレサモスでの販売は、同組合に要件の確認を要する）
- ・限られた農地で顔が見える消費者に向け、手と目の届く範囲で収穫後に即販売可能であるため、農作物の生産技術、品質、荷姿に自信をもっている農業者は多く、産地と比較して高値で販売することが可能。
- ・肥料や燃油高騰などの外的環境要因による農物への価格転嫁を行えるよう、農業経営の数値管理を行い、原価の高騰部分〇%分を反映しているなど顧客への説明ができるようにしておく必要がある。

9 栽培作物の品種等の動向

- ・直売主体であるため様々な品種が栽培されている。早生、晩生などで収穫時期をずらした営農を行ったり、新しい品種を導入したり、個々の農業者が工夫をしている。
- ・夏野菜と冬野菜の農産物品評会をセレサ川崎農業協同組合と市が行っており、一般観覧も可能であるため、農産物品評会に行くと、どんな品種を栽培しているのかがわかる。

10 栽培品目数について

露地野菜を主とする農業者は、少量多品目での栽培が多いが、営農開始当初は絞った方がよい。安定して栽培できるようになってから徐々に増やしていくとよい。

11 栽培指導等について

市、県、JAが行っている。市農業技術支援センターにおいて、野菜、果樹、花担当が相談に応じている。栽培技術については、経験による技術の向上が大きく、営農継続にあたっては、周囲の農業者や住民とのコミュニケーションをとることが大切である。

12 農業の経営継承を視野に入れた経営の動向

コロナ前から、ハウスの設置や栽培システム導入などの設備投資を行ってイチゴ栽培を開始する30代～40代の農業者が増加している。完熟で収穫し、産地と比較して高価格設定でのイチゴの直売のほか、観光農園を開始するなど子世代が農業を継承しやすいように環境を整えている。

13 有機栽培・環境保全型農業について

- ・隣接する農業者の営農に支障が出ないように十分留意する必要がある。草を生やすタイプの有機栽培の場合、草の種が隣接する農地に飛んでいくことも想定される。
- ただし、市内に有機農法をしてはいけないという地域があるわけではないため、地域の農業者等とのコミュニケーションが重要。
- ・本市においては、環境に配慮した栽培方法として環境保全型農業を勧めている。